

食品リサイクル堆肥の配布方法の変更

小・中学校や家庭で使用している生ごみ減量化処理機器から生成された生ごみ乾燥物は、市で回収し、堆肥化実験施設で食品リサイクル堆肥を製造していましたが、堆肥化実験施設の閉鎖に伴い、民間堆肥製造施設での製造に変更します。製造される堆肥も新しくなることから、配布方法を変更します。なお、各回配布量には限りがあります。

ご利用ください 生ごみ減量化処理機器 購入費補助制度

市では、燃やすごみの減量化と資源循環型社会の形成に向けて、排出される生ごみを処理するための生ごみ減量化処理機器を購入される方や団体に対して補助金を交付しています。

今年度分の補助を受けるには、事前申請し、承認を受けたいので対象機器を購入し、本申請までを平成28年3月31日までに済ませる必要があります。

【家庭用機器】
対象 市内在住で、新たに

今年度分の補助を受けるには、事前申請し、承認を受けたいので対象機器を購入し、本申請までを平成28年3月31日までに済ませる必要があります。

【大型機器】
対象 町会、自治会、集合住宅管理組合など、地域においておおむね20世帯以上の家庭などで構成される団体

補助上限額 100万円
その他 設置にあたっては電源コンセントや上下水道などの設備が必要なものがあります。

補助金額 購入金額の5分の4（消費税含む。100円未満の端数は切り捨て）以内で補助上限額まで。

※ 販売店などが行っているポイント還元およびキャッシュバックなどを除いた、購入者が実際に負担した金額が基準となります。また、家庭用機器の場合、配送等は補助の対象になりませんが、大型機器の場合、本体価格および設置費用が補助の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

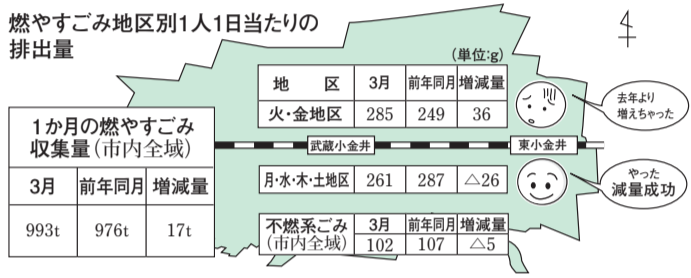
問合先 ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9835

ごみ減量大作戦!! ① 市長からのお願い

日ごろより、ごみの減量および資源化の推進にご協力いただきありがとうございます。本欄では、燃やすごみの排出量（家庭系）を年12,000t（月1,000t）未満とすることを目標としています。平成27年3月の集計結果は、993t（昨年は976t）となり、平成26年度の燃やすごみの排出量（家庭系）の速報値は、12,291t（1人1年当たり約105kg）と昨年度より96t（昨年度は12,195t）増加し、年度目標からは291t、1人1日当たりに換算すると約7g（1人1年当たり約3kg）上回ってしまいました。

燃やすごみの多くを占めているのは、生ごみとごみがみです。生ごみには大量の水分が含まれていることから、水切りをすることでさらなる燃やすごみの減量につながります。また、腐敗を遅らせ嫌なにおいの発生を抑えることができます。生ごみを燃やすごみに出す前に、乾かしてから出す、水切り袋などを使用してもう一絞りするなど、皆さんのご協力をお願いします。なお、市では、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進しています。ぜひ補助制度をご活用ください。

また、メモ用紙や紙切れ、はがき、封筒、たばこやお菓子の箱などは、資源になるごみがみです。ごみがみを分別することで、さらなるごみの減量と資源の有効活用を図ることができます。平成26年7月からは、これまで焼却処理をしていた紙コップや紙皿など防水加工された紙や感熱紙などの難再生古紙の拠点回収を実施しています。リサイクルを効果的・効率的に行うため、さらなる分別の徹底にご協力をお願いします。



「ごみゼロアワード」を箱乗参考

最近利用していない銀行キャッシュカードと健康保険証が入ったカードケースを紛失した。警察に紛失届を出した2日後に、4社16台の携帯電話が何者かによって契約されていた。それぞれの携帯電話会社に連絡したところ、3社は契約を解除してくれた。1社のみ「健康保険証と銀行キャッシュカードの暗証番号で本人確認したので正常な契約である。解約料、携帯電話4台の本体代金を払わなければ、解約できない。」と言われ、契約解除に応じない。「警察が被害届を受理したら、再調査する」と言われたので警察に相談に行ったら、「詐欺にあったのは携帯電話会社なので、あなたからの被害届は受けられない」と言われた。警察から携帯電話会社に連絡

身元証明書等の紛失にご用心!
携帯電話不正契約の恐れあり
身元証明書、健康保険証などの身分証明書を紛失した場合、身元として不正に利用され、身に覚えのない請求が来る可能性があります。

不正に契約された携帯電話でも、振り込め詐欺などに利用された場合、警察から詐欺グループの疑いを持たれる恐れもあります。携帯電話を無断で他人に譲渡したと見なされると、罰金刑を受けることもありま

身元証明書等、キャッシュカード等の暗証番号の管理には細心の注意を払いましょう。紛失した場合は、すぐに警察や発行会社などへ届け出ましょう。万一、覚えのない請求があったら、一人で悩まず、まずは消費生活相談室にご相談ください。

問合先 経済課産業振興係 ☎042-387-9831

小口事業資金融資 あっせん制度

がんばる中小商工業者を応援します

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者（法人・個人）が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市と契約した金融機関へ融資のあっせんを行っています。

また、一般資金に比べて低利な経営安定化緊急資金は、平成28年3月31日まで延長して実施しています。なお、融資が決定した場合には、利息の一部を市が負担し、保証機関への信用保証料（当該融資相当分）の最大2分の1を補助します。申し込みは、随時受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

区分	申込者の住所 (法人の場合は代表者個人の住所)	主たる事業所の所在地 (法人の場合は原則として本店)
開業資金以外の資金	市内に1年以上住所を有している方 隣接市に1年以上住所を有している方	市内または隣接市に事業所があり、同一事業を1年以上営んでいること 市内に事業所があり、同一事業を1年以上営んでいること
開業資金	不問	市内に事業所があり、開業の準備に着手していること（開業後1年未満を含む）

※ 隣接市とは、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市の7市です。
〈事業規模および業種〉 常勤の従業員が30人以下で、東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること
〈納税〉 市税の納税義務者で、納期到来分（申し込み時まで）を完納していること

種類	区分	用途		限度額	併用申込	償還期間(※)	借入利率	
		運転	設備					
運転資金	○	○	600万円	各限度額および償還期間内で総額800万円	5年以内	0.8% (変動)		
設備資金	○	○	800万円					
特別設備資金	○	○	200万円				設備資金と併用申し込み可	7年以内
△ 福祉のまちづくりに準じて、利用者が安全で快適に利用できるための、店舗出入口の段差解消や自動扉の設置等の施設整備に必要な資金 △ 地球温暖化対策や公害防止対策等の快適環境実現のために、営業用低公害車両の購入や工場設備改善等に必要資金								
開業資金	○	○	500万円	—	5年以内	0.5% (変動)		
△ 市内で開業を予定または市内で開業1年未満の事業者への資金								
商店街等振興資金	○	○	800万円	—	運転5年以内 設備7年以内			
△ 市内の法人組織の商店会のイベント開催や共同施設設置等の資金								
大型店対策事業資金	○	○	500万円	運転資金、設備資金、特別設備資金との併用申し込み可	5年以内	0.5% (変動)		
産業振興資金	○	○	500万円	—	—			
経営安定化緊急資金 (平成28年3月31日まで受け付け)	○	○	300万円	運転資金、設備資金、特別設備資金、大型店対策事業資金、産業振興資金との併用申し込み可	3年以内			
△ 最近3か月または1年間の売上高が、前年同期と比較して3%以上減少している方を対象 △ 取引先の相手方企業の破産、更生手続開始申し立てなどにより、その相手方企業に対して売掛金等回収困難な債権を有している方を対象（連鎖倒産防止対策）								

※ 償還期間には据置期間6か月以内を含みます。